

宇治市告示第 1 1 7 号

特定生産緑地（宇治市）の解除について

生産緑地法（昭和 4 9 年法律第 6 8 号）第 1 0 条の 6 第 1 項の規定により特定生産緑地の指定を解除したため、同条第 2 項において準用する第 1 0 条の 2 第 4 項の規定により告示します。

なお、区域の解除図はホームページ及び宇治市都市整備部公園緑地課において、一般の縦覧に供します。

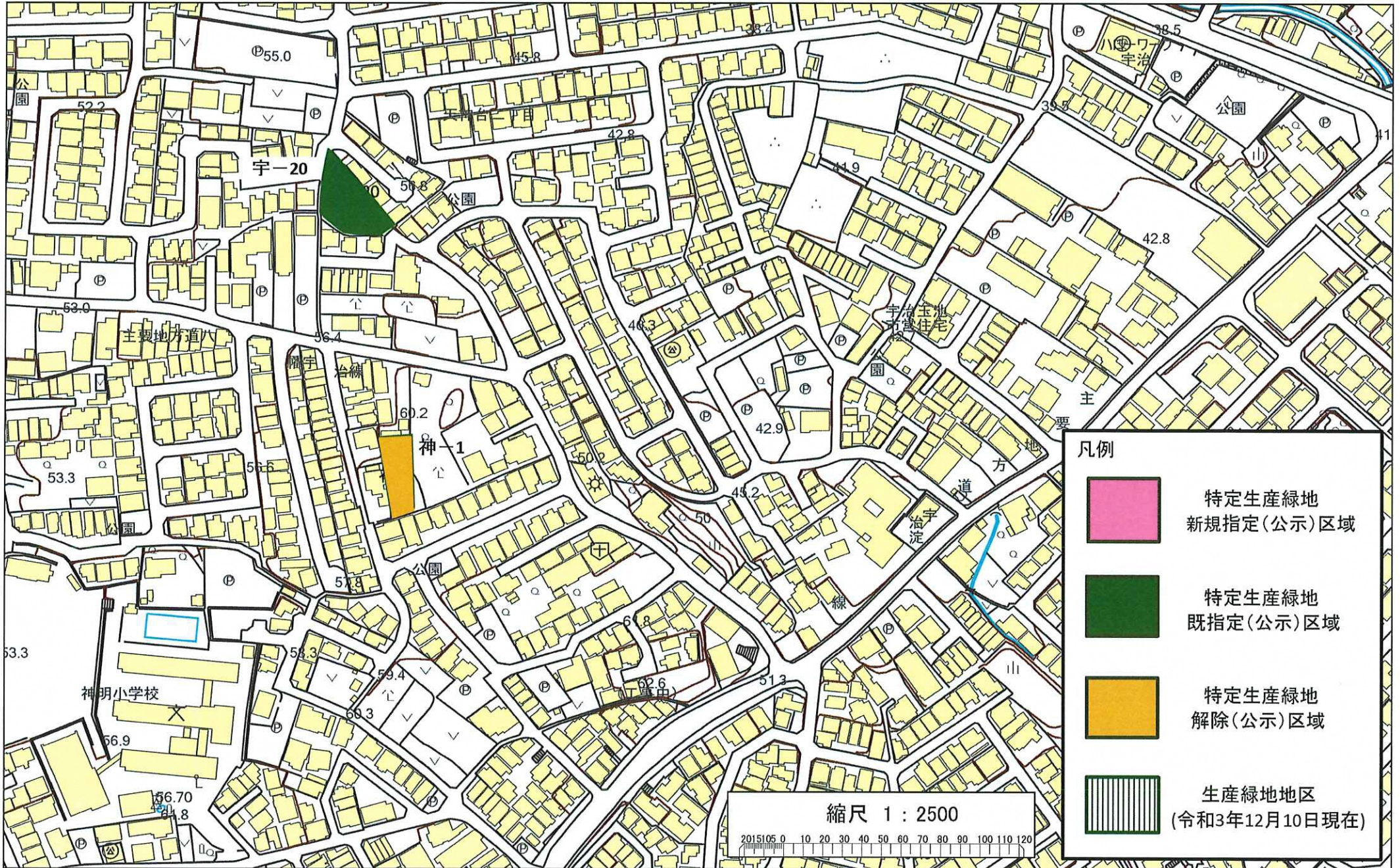
令和 4 年 1 1 月 2 5 日

宇治市長 松村 淳子

番 号	位 置	特定生産緑地の面積	告示日	備 考
神-1	神明石塚地内	約 0 . 0 6 h a	令和 4 年 1 1 月 2 5 日	

特定生産緑地宇治市指定図

図面番号:5



宇治市告示第 1 1 0 号

特定生産緑地（宇治市）の解除について

生産緑地法（昭和 4 9 年法律第 6 8 号）第 1 0 条の 6 第 1 項の規定により特定生産緑地の指定を解除したため、同条第 2 項において準用する第 1 0 条の 2 第 4 項の規定により告示します。

なお、区域の解除図はホームページ及び宇治市都市整備部公園緑地課において、一般の縦覧に供します。

令和 5 年 1 2 月 2 2 日

宇治市長 松村 淳子

番 号	位 置	特 定 生 産 緑 地 の 面 積	告 示 日	備 考
五 - 2	五ヶ庄西田地内	約 0 . 1 1 ha	令和 5 年 1 2 月 2 2 日	
槇 - 4 0	槇島町月夜・菌場	約 0 . 2 1 ha	令和 5 年 1 2 月 2 2 日	

(五-2地区)
特定生産緑地の変更
(令和5年12月22日告示)

特定生産緑地解除箇所
五-2-2
(生産緑地地区廃止:令和5年12月22日)

五-2-11地区
生産緑地地区廃止
(令和5年12月22日)

岡屋小学校

凡 例

(特定生産緑地告示区域/令和5年12月22日)

特定生産緑地
新規指定(告示)区域



特定生産緑地
既指定(告示)区域



特定生産緑地
解除(告示)区域



生産緑地地区
(令和5年12月22日現在)



縮尺 1 : 2500

2015105 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120

(槇-40地区)
特定生産緑地の変更
(令和5年12月22日告示)

槇-39の2-1・2・3・4
生産緑地地区廃止
(令和5年12月22日)

槇-40-1(一部)・4(一部)
生産緑地地区廃止
(令和5年12月22日)

特定生産緑地解除箇所
槇-40-1(一部)・2・3・4(一部)・5
(生産緑地地区廃止:令和5年12月22日)

凡 例
(特定生産緑地告示区域/令和5年12月22日)

- | | |
|--------------------------|---|
| 特定生産緑地
新規指定(告示)区域 |  |
| 特定生産緑地
既指定(告示)区域 |  |
| 特定生産緑地
解除(告示)区域 |  |
| 生産緑地地区
(令和5年12月22日現在) |  |

縮尺 1 : 2500

2015105 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120

宇治市告示第 9 0 号

特定生産緑地（宇治市）の指定の解除について

生産緑地法（昭和 4 9 年法律第 6 8 号）第 1 0 条の 6 第 1 項の規定により特定生産緑地の指定を解除したため、同条第 2 項において準用する第 1 0 条の 2 第 4 項の規定により告示します。

なお、区域の解除図は、ホームページ及び宇治市都市整備部公園緑地課において、一般の縦覧に供します。

令和 6 年 8 月 9 日

宇治市長 松村 淳子

番 号	位 置	特 定 生 産 緑 地 の 面 積	備 考
大－ 4	大久保町南ノ口地内	約 0 . 0 6 h a	一 部 解 除
伊－ 6	伊勢田町浮面地内	約 0 . 3 6 h a	
伊－ 2 0	伊勢田町中山地内	約 0 . 0 8 h a	

(大 - 4地区)
特定生産緑地の変更
(令和6年8月9日告示)

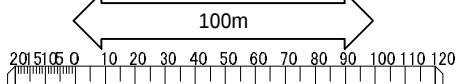
京都府
宇治児童
相談所

特定生産緑地解除箇所
(大 - 4 - 6)

凡 例

特定生産緑地
既指定 (公示) 区域

特定生産緑地
解除 (公示) 区域



大 - 1

大 - 2

大 - 3

大 - 4

(伊 - 6 地区)
特定生産緑地の変更
(令和6年8月9日告示)

巨椋
ふれあい
運動ひろば

府営住宅砂田団地

特定生産緑地解除箇所
(伊 - 6 - 1・2・3)

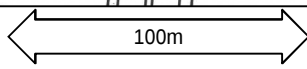
特定生産緑地解除箇所
(伊 - 6 - 6)

凡 例

特定生産緑地
解除 (公示) 区域



生産緑地地区



2015105 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120

(伊 - 20地区)
特定生産緑地の変更
(令和6年8月9日告示)

特定生産緑地解除箇所
(伊 - 20)

伊 - 20

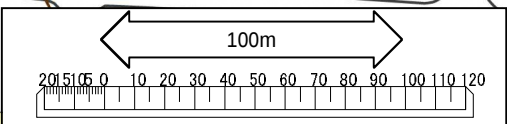
伊 - 19

西宇治中学校

凡 例

特定生産緑地
既指定（公示）区域

特定生産緑地
解除（公示）区域



宇治市告示第 9 6 号

特定生産緑地（宇治市）の指定の解除について

生産緑地法（昭和 4 9 年法律第 6 8 号）第 1 0 条の 6 第 1 項の規定により特定生産緑地の指定を解除したため、同条第 2 項において準用する第 1 0 条の 2 第 4 項の規定により告示します。

なお、区域の解除図は、ホームページ及び宇治市都市整備部公園緑地課において、一般の縦覧に供します。

令和 6 年 8 月 3 0 日

宇治市長 松村 淳子

番 号	位 置	特 定 生 産 緑 地 の 面 積	備 考
槇 - 4 4	槇島町大幡地内	約 0 . 0 1 ha	一 部 解 除

(槇 - 44地区)
特定生産緑地の変更
(令和6年8月30日告示)

特定生産緑地解除箇所
(槇 - 44 - 2の一部)

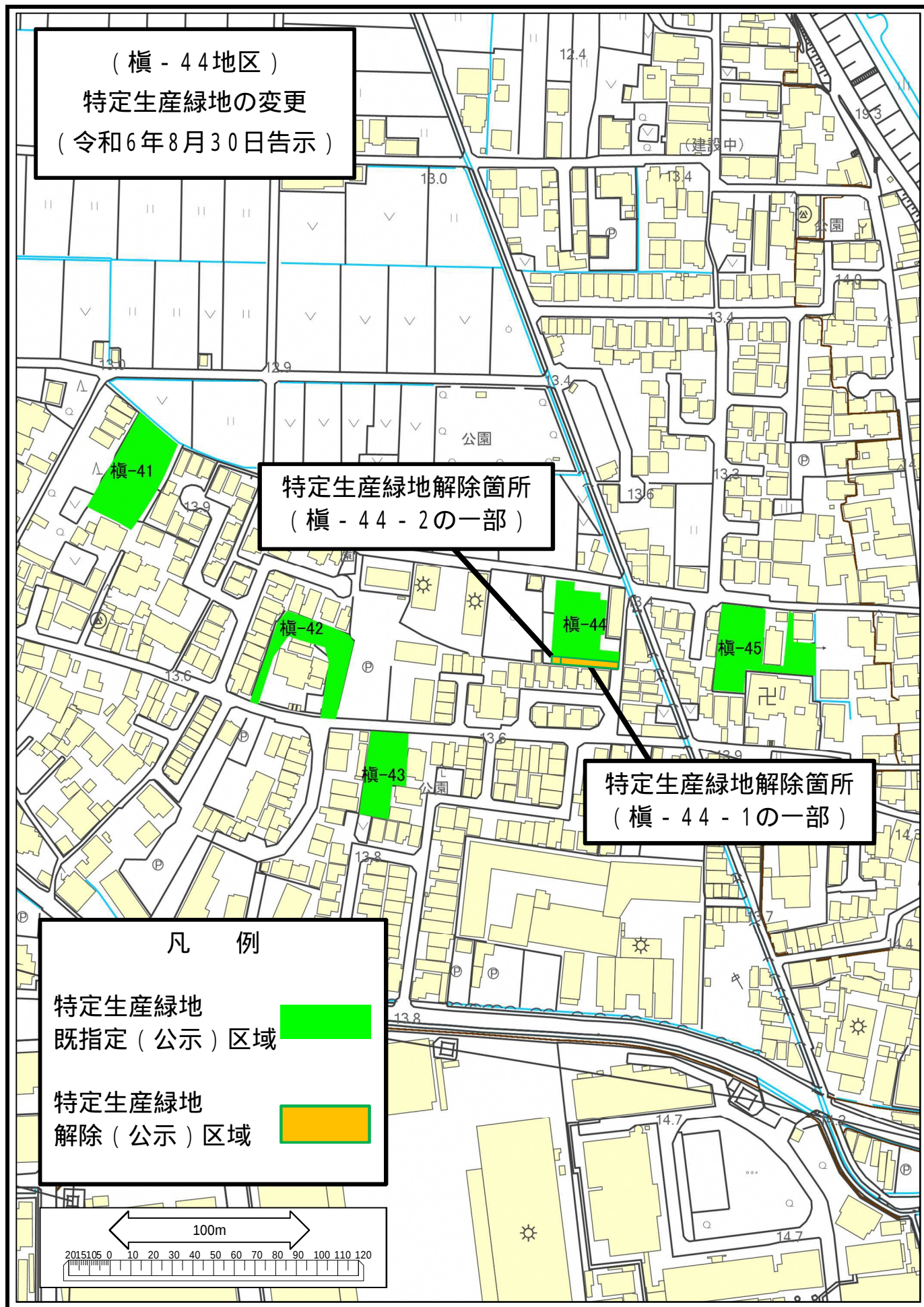
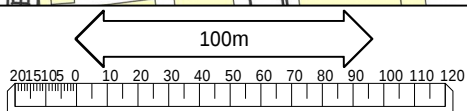
特定生産緑地解除箇所
(槇 - 44 - 1の一部)

凡 例

特定生産緑地
既指定 (公示) 区域



特定生産緑地
解除 (公示) 区域



宇治市告示第 1 2 5 号

特定生産緑地（宇治市）の指定の解除について

生産緑地法（昭和 4 9 年法律第 6 8 号）第 1 0 条の 6 第 1 項の規定により特定生産緑地の指定を解除したため、同条第 2 項において準用する第 1 0 条の 2 第 4 項の規定により告示します。

なお、区域の解除図は、ホームページ及び宇治市都市整備部公園緑地課において、一般の縦覧に供します。

令和 6 年 1 1 月 5 日

宇治市長 松村 淳子

番号	位置	特定生産緑地の面積	備考
大 - 2	大久保町山ノ内地内	約 0 . 0 4 h a	一部解除

(大-2地区)
特定生産緑地の変更
(令和6年11月5日告示)

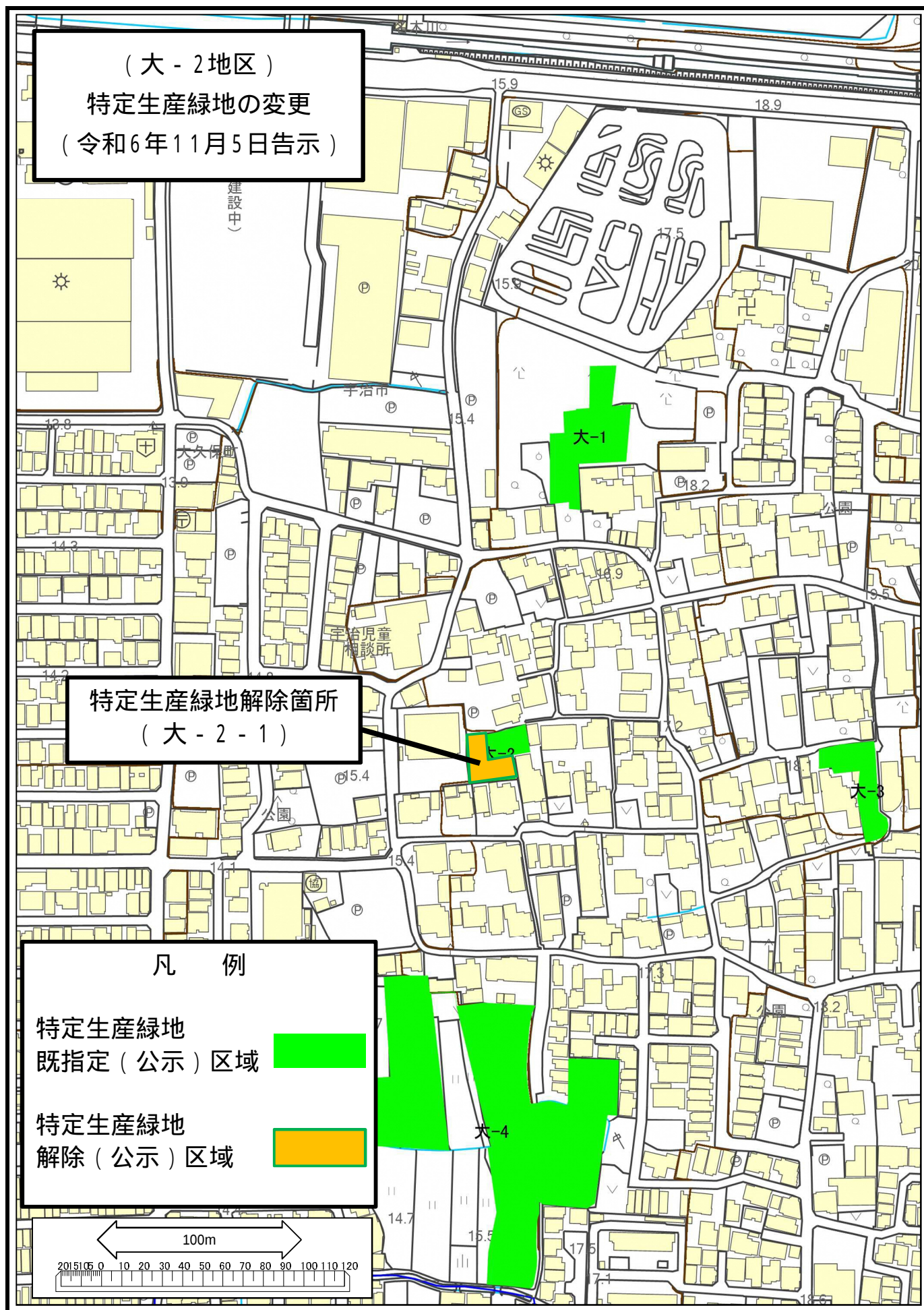
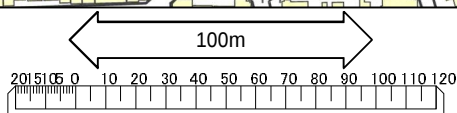
特定生産緑地解除箇所
(大-2-1)

凡 例

特定生産緑地
既指定(公示)区域



特定生産緑地
解除(公示)区域



宇治市告示第 1 号

特定生産緑地（宇治市）の指定の解除について

生産緑地法（昭和 4 9 年法律第 6 8 号）第 1 0 条の 6 第 1 項の規定により特定生産緑地の指定を解除したため、同条第 2 項において準用する第 1 0 条の 2 第 4 項の規定により告示します。

なお、区域の解除図は、ホームページ及び宇治市都市整備部公園緑地課において、一般の縦覧に供します。

令和 7 年 1 月 6 日

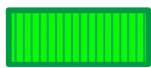
宇治市長 松村 淳子

番号	位置	特定生産緑地の面積	備考
大 - 4	大久保町南ノ口地内	約 0 . 1 5 h a	一部解除

(大-4地区)
特定生産緑地の変更
(令和7年1月6日告示)

特定生産緑地解除箇所
(大-4-7)

凡例



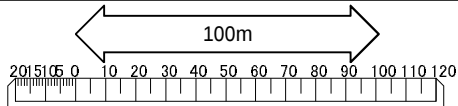
特定生産緑地
既指定区域



特定生産緑地
解除区域



生産緑地地区



大塚川児童公園